

睦監第23号  
令和5年8月25日

睦沢町長 田中憲一様

睦沢町代表監査委員 岡田周美 (岡田)

睦沢町監査委員 今関澄月 (今関)

### 令和4年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況意見書

地方自治法第241条第5項の規定により、令和4年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況を審査した結果、その意見を付し提出する。

なお、本審査は睦沢町監査基準に準拠して審査を実施した。

#### 記

#### 1. 審査の対象

令和4年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況関係帳簿及び証書類

#### 2. 審査の期日

令和5年7月31日(月)

#### 3. 審査の意見

睦沢町奨学資金貸付基金は、学校教育法第9章に規定する大学、同法第10章に規定する高等専門学校、同法第11章に規定する専修学校に入学が決定し、又は在学する者で経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸付けるための基金である。

基金の総額は19,944,234円、収入は、預金利子261円、貸付金返済額(延滞金含む)0円で、貸付者は2人、貸付金額は1,020,000円、債権残高は2,520,000円、債権者5人である。

関係帳簿及び証拠書類も誤記なく適正であると認める。

奨学資金貸付金の返済金については、今後も利用される奨学資金の原資であるので、奨学生に対し、制度の趣旨等の周知徹底や、奨学金返済義務等の指導を行うなど、返済計画の見直し等、滞納分の縮減に努められたい。